

令和4年8月23日 開会

令和4年8月23日 閉会

鳥栖地区広域市町村圏組合議会
令和4年8月定例会
会議録

鳥栖地区広域市町村圏組合

1 出席議員氏名

議長 松隈清之

副議長 岡 広明

議員 成富牧男

議員 樋口伸一郎

議員 和田晴美

議員 田村弘子

議員 緒方俊之

議員 重松一徳

議員 松石信男

議員 目野さとみ

議員 中山五雄

議員 田中静雄

2 欠席議員氏名

議員 武田光邦

3 地方自治法第121条による説明職員氏名

管理者	橋 本 康 志
副管理者	松 田 一 也
副管理者	岡 毅
事務局長兼総務課長	三 橋 和 之
介護保険課長	久 保 雅 稔
総務課長補佐兼収納対策室長	村 上 妙 子
総務課長補佐兼介護保険料係長	井 村 保之助
総務係長	山 内 一 哲
給付係長	大 石 美由紀
認定係長	宮 原 聡 子
地域支援係長	古 賀 直 美

4 議事日程

日程 番号	議案 番号	件 名	摘 要
1		会期決定	
2		会議録署名議員指名	
3		副議長の選挙	
4		諸報告	
5		管理者提案理由説明	
6	6	佐賀県市町総合事務組合規約の変更について	提案理由説明 質疑討論採択
7	7	令和4年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計補正 予算（第1号）	〃
8	8	令和4年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別 会計補正予算（第1号）	〃
9	9	令和3年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計決算 認定	〃
10	10	令和3年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別 会計決算認定	〃
11	11	鳥栖地区広域市町村圏組合議会会議規則の一部を改 正する規則	〃

(13:25開会)

松隈議長

皆さんお疲れさまでございます。

鳥栖地区広域市町村圏組合告示第644号におきまして、本組合の定例会が招集されました。

ただいま出席人員12名であります。

よって、定足数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

日程に入ります前に、新しく組合議員になられました方をご紹介します。

みやき町から令和4年3月1日付けで選出され、組合議員に就任されました、岡広明議員、目野さとみ議員、本日欠席でございますが、武田光邦議員。

それでは、岡議員、目野議員よりご挨拶をお願いいたします。

岡議員

ただいま議長よりご紹介をいただきました、みやき町の岡広明でございます。

どうか皆様方のご指導とご協力をお願い申し上げ、ご挨拶に代えさせていただきます。

よろしく申し上げます。

[一同拍手]

目野議員

先ほど議長よりご紹介をいただきました、みやき町の町議会議員の目野さとみでございます。

今後ともよろしく申し上げます。

[一同拍手]

松隈議長

ありがとうございました。以上をもちまして新しく組合議員に就任された方のご紹介を終わらせていただきます。

それでは議事に入らせていただきます。

松隈議長

日程第1、会期決定の件を議題といたします。

会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

松隈議長

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則第94条の規定により、議長において、中山五雄議員並びに 樋口伸一郎議員を指名いたします。

松隈議長

日程第3、これより副議長選挙を行います。

副議長の選挙方法につきましては、地方自治法第118条第3項の規定により指名推選によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によるものと決しました。

それでは、指名推選をお願いいたします。

重松議員

議長

松隈議長

重松議員。

重松議員

副議長の推薦をさせていただきます。

今まで本組合の副議長は三養基郡議長会会長が務められておりますので、みやき町議会議長の岡広明議員を推選したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

松隈議長

ただいま副議長の選挙につきましては、重松議員から岡広明議員を推選されましたが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

ご異議なしと認めます。

よって岡広明議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました、岡広明議員が本席におられますので、告知いたします。

松隈議長

それでは、副議長就任の承認とご挨拶をお願いいたします。

岡副議長

ただいま選挙により副議長に選出いただきました、岡でございます。

誠心誠意、職務を遂行してまいりたいと思っておりますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます、挨拶に代えさせていただきます。

[一同拍手]

松隈議長

ありがとうございました、よろしく願いいたします。

日程第4、諸報告につきましては、事前に配布いたしておりますので、報告に代えさせていただきます。

松隈議長

日程第5、管理者提案理由の説明を求めます。

橋本管理者

議長。

松隈議長

橋本管理者。

橋本管理者

こんにちは。

本日は暑い中、当組合の議会にお越しいただきましてありがとうございます。

提案理由の説明入ります前に、このたび、当組合の議員にご就任いただきました、みやき町から来ていただいております。

岡議員。目野議員。そして、武田議員については御就任おめでとうございます。

当組合大変大きな予算を扱う組合でもございます。

これからの高齢者社会、各地区にお住まいの皆様が安心して過ごすことができる地域を、調整に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

本日、ここに令和4年8月鳥栖地区広域市町村圏組合議会定例会を招集いたしまして、令和4年度一般会計及び介護保険特別会計補正予算、令和3年度一般会計及び介護保険特別会計決算認定など5議案について、ご審議をお願いすることいたしました。

本組合の介護保険を取り巻く状況について申し上げますと、令和4年6月末現在で、人口は、12万7,429人で、このうち65歳以上の人口は、3万4,727人となっております。高齢化率は、27.25%となっております。

ます。

当組合における要介護認定者数につきましては、5,959人、前年同月比で165人、率にして2.8%の増となっております。

また、要介護認定者の認定者率は、約17.0%、前年同月比で率にしまして0.3%の増となっております。

介護保険を取り巻く環境は、年々厳しさを増しておりますけれども、第8期介護保険事業計画に基づき、給付適正化や介護予防事業の充実などを図り、介護保険事業の適正かつ安定的な運営に努めてまいり所存でございます。

それでは、提案いたしました議案の概要を申し上げます。

令和4年度一般会計及び介護保険特別会計補正予算につきましては、令和3年度決算に伴う国、県、各構成市町への返還金、基金への積立金などを計上いたしております。

次に、令和3年度一般会計歳入歳出決算につきましては、

歳入総額 9,746万9,957円。

歳出総額 9,704万8,601円となっており、歳入歳出差引額は42万1,356円となっております。

また、令和3年度介護保険特別会計歳入歳出決算につきましては、

歳入総額 103億2,917万7,756円。

歳出総額 99億5,107万3,920円となっており、歳入歳出差引額は3億7,810万3,836円となっております。

その他の議案につきましては、提案理由を記述しておりますので、説明を省略いたします。

以上で提案理由の説明を終わりますが、詳細につきましては事務局より説明を申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

松隈議長

ありがとうございました。

日程第6、議案第6号、佐賀県市町総合事務組合規約の変更についてを、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三橋事務局長

議長。

松隈議長

三橋事務局長。

三橋事務局長

ただいま議題となりました 議案第 6 号 佐賀県市町総合事務組合理約の変更についてご説明をいたします。

本議案につきましては、「杵東地区衛生処理場組合」が、「杵島地区衛生処理組合」に名称を変更することについて、地方自治法の規定により、本組合議会の議決を求めるものでございます。

以上、説明を終わります。

よろしく、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

松隈議長

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

質疑を終わります。

本案は討論を省略して、直ちに採決を行います。

議案第 6 号について原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号 佐賀県市町総合事務組合理約の変更については、原案のとおり決しました。

松隈議長

日程第7、議案第7号、令和4年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）についてを、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

三橋事務局長

議長。

松隈議長

三橋事務局長。

三橋事務局長

ただいま議題となりました 議案第7号 令和4年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

令和4年度予算関係議案書の1ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、令和3年度の決算に伴うもので、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 90万9,000円を追加し、歳入歳出予算額の総額をそれぞれ 9,913万7,000円とするものでございます。

12ページをお願いいたします。

歳入補正額につきましては、款4 繰入金、項1 介護保険特別計繰入金、目1 介護保険特別会計繰入金、節1 介護保険特別会計繰入金として48万8,000円。右側の説明欄にございますとおり、令和3年度の低所得者軽減に係る構成団体負担金の精算分でございます。

また、一般会計の決算に伴う繰越金といたしまして、款5 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金、節1 繰越金 42万1,000円を計上いたしております。

次のページ、13ページをお願いいたします。

歳出につきましては、決算に伴う構成団体への負担金の返還金、県費負担金の返還金として、款1 運営費、項1 運営費、目1 運営費、節2 2 償還金利子及び割引料 90万9,000円を計上いたしております。

なお、各構成団体への返還金につきましては、右側の説明欄のとおりでございます。

以上で、一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

よろしく、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

松隈議長

ありがとうございました。

それでは質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

質疑を終わります。

本案は討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第7号について原案のとおり、決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号、令和4年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決しました。

松隈議長

日程第8、議案第8号、令和4年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

久保介護保険課長

議長。

松隈議長

久保介護保険課長。

久保介護保険課長

ただいま議題となりました、議案第8号、令和4年度 鳥栖地区広域市町村圏
組合介護保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

令和4年度予算関係議案書の5ページをお願いいたします。

今回の補正は、令和3年度決算に伴う、繰越金の整理が主なものでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3億7,810万2,000円を
追加し、補正後の予算額を、歳入歳出それぞれ、104億4,482万
7,000円とするものです。

詳細につきましては、18ページをお願いいたします。

歳入について、ご説明いたします。

款9繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金 3億7,810万
2,000円につきましては、令和3年度決算に伴い計上するものでございます。

19ページをお願いいたします。

歳出について説明いたします。

款4基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金、節24積
立金 1億4,926万円につきましては、令和3年度の決算による繰越金の整
理に伴う、介護保険料剰余分の基金への積立を計上しております。

款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金、節22償還金利子及
び割引料 2億2,835万4,000円につきましては、
令和3年度決算による繰越金の整理に伴う、構成団体負担金への返還金及び国庫
支出金等返還金を計上しております。

内訳につきましては備考欄に記載しております。

20ページをお願いいたします。

項2繰出金、目1一般会計繰出金、節27繰出金 48万8,000円につい
ては、令和3年度低所得者保険料軽減繰入金の精算分を計上しております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしく、ご審議を賜りますようお願いいたします。

松隈議長

ありがとうございました。

それでは質疑を行います。

成富議員

はい。

松隈議長

成富議員。

成富議員

はい、では質問いたします。

えーと、ページが19ページ。歳出です。

5款1項1目の、介護保険給付準備基金積立金、1億4,920万円について
質疑をいたします。

これは、毎回申し上げております。

そして、当初予算のときも、ちょっと、補正予算を見守りたいということ
を言っていたと思いますけれども、介護保険給付準備基金積立金の予算計上のあり方
についての質問です。

当初予算は1,000円だったですね、先ほど申し上げました、これが、事
業年度、この第8期の事業年度は、令和3年、4年、5年ですね、令和4年度の、
3年度の当初、1年目だったら分かるんですけど、2年目の当初予算。

これは、少し、給付とかですね、特に給付の関係では、少し変化が出てくる。
そうすれば当然、頭出しではなくて、給付が下がれば、その差額、保険料収入額
との差額分が、準備基金に積立てられる、積み立てる金額が出てくるのではない
かと。

いう前提で質問しているんですが、簡単に質問いたします。

総額1億4,926万円も積立てとなった、その理由。

その理由について、お尋ねをします。

久保介護保険課長

議長。

松隈議長

久保介護保険課長。

久保介護保険課長

成富議員のご質問について、お答えいたします。

介護給付費準備基金は、介護保険事業において発生した第1号被保険者保険料の余剰金等を積み立て、財源不足時に取り崩して充当するために設置される基金で、3年間の事業運営期間の最終年度において残額がある場合には、次期保険料を見込むにあたり、最低必要と認められる額を除き、取り崩すことが基本的な考えであるとされております。

議員ご承知のとおり、介護保険の目的は、介護を必要とする人や、その家族の金銭的負担が軽くなるよう、社会全体で支える保険制度で、介護保険サービスの利用者負担以外は、介護保険料と税金で補われております。

また、国、県、市町、保険料等の財源構成割合がそれぞれ定められており、1号被保険者が支払う介護保険料の割合は23%となっております。

令和3年度は当初予算においては、計画に基づき、高齢者人口、認定者数、給付費の動向をふまえ、保険料の財源不足分として5,000万円を基金から繰入れることとしておりました。

しかしながら、認定者数は増加したものの、給付費につきましては、コロナ感染症等の影響により、特に通所系サービス費が見込みより伸び悩んだことから、基金繰入金5,000万円については、令和4年2月定例会において、全額減額補正させていただいたところでございます。

また、決算においては、年度後半のコロナ感染症の拡大により、サービス利用が減少し、給付費予算の不用額が増加したことで、保険料が余剰となり、1億4,926万円の基金積立となっております。

第8期事業計画の2年目となる令和4年度につきましては、計画においては、給付費に対する保険料収入が財源構成割合の23%を下回るため、1億円程度の基金繰入を見込んでおりましたが、当初予算編成では、給付費を計画に対して減額したため、基金繰入金は4,757万1,000円に減額し、予算化しております。

また、予算編成においては、10月に実施し、給付費は、直近2か年のサービスごとの給付費の伸び率や認定者数の増加数、施設の開設状況などによる給付費の増減を勘案した結果、前年度比当初予算で2.0%増の予算となっております。また、保険料についても、前年度実績及び決算見込等を勘案し予算化しております。

したがって、介護給付費準備基金の積み立てにつきましては、予算を執行した結果として、決算における歳入歳出差引額である繰越金の内、国庫負担金や県支出金、構成団体負担金など、国・県・構成市町に返還した残りの保険料相当額を積み立てているところでございます。

以上のことから、当初予算において、余剰金を前提とした予算編成は困難であることから、1,000円の頭出しとして計上しており、決算後の組合議会定例会において、積立額については補正予算として計上し、前年度の介護事業の状況ならびに数値根拠等をお示しさせていただいているところでございます。

以上お答えとさせていただきます。

成富議員

はい。

松隈議長

成富議員。

成富議員

理解しようと、一生懸命私も思ってるんですけどね。

答弁で分かりにくいのが、まず先に指摘させていただきますと。

介護保険事業において発生した第1号被保険者、介護保険事業においてというのは、事業年度の3年間も、どこどこへ書いてあるんですね。

だけど、その3年間の年度年度ごと、も、この、何ですか、財源も即時に取崩したりするために積んだりするわけですから、そここのところの説明をもっと丁寧にしてもらいたいということです。

ちょっと、何で私がずっと今まで、分からんねって言ったのがやっぱ今回の説明でも、ちょっと、何か、答弁が長かったのであれですけどね。

令和3年度は、しかしながら認定者数は増加したもののですよ。給付費につきましては、伸び悩んだと。だから補正しました、だから給付費が下がりましたという話ですよ。

その後も、決算においても、こうですよとかそう、その給付費が伸びてないという話があるもんですから、どうしても、そしたら、2年目からの、当初予算には、っていうのを当初予算のときに言ってたんですね、少しぐらい基金に積む金

が、余り部分が、出てくるんじゃないかと、いうことを言っていたんですけど。

いろいろ前もって話を聞きますとね、もう、最終的にはこのところ、そういうふうには、これらの感染拡大の拡大により、そうなったけれども、4年、8期の2年目では、2年目である4年度は、保険料収入が下回ったと。

だから1億円程度のうち、基金繰入れを見込まないかんぐらい、だったんですよ、給付費はそんなに下がる計画は立てられませんでしたと。

ということなんですよ。これで言われているのは。

だから、減額した、減額した、不用額が増加したと言われると、ちょっとこう、言われると説明が、答えを理解するのに、時間かかります。

それから、これもちょっと私、補正でいろいろ質問してはいますが、質問した趣旨はですね、予算計上のあり方とかそういうことを、予算編成の考え方とかそういうことですので、もう一つ指摘して、指摘しますと、先ほどのお答えに、介護給付費準備基金の積立てにつきましては、予算を執行した結果としてとか言われているんですね。

そしたら、今の、これ執行した結果っていう意味が非常に誤解を生みやすい。

例えば、なら補正予算今やっていますよね、これだけ積んでありますよね。

これ、今から、こうしたいっていう意思を、提案をしてあるわけですから、予算を執行した結果としてっていう表現は、私は適当じゃないんじゃないかなと思います。

それから、もう一つ、最後に言われた余剰。以上のことから当初予算においては、余剰金を前提とした予算編成は困難であること。

余剰金を前提としたではなくて余剰金は、結果として出てくるわけですから、もうちょっと正確に、していただきたいなど。

ただ、さっきの1億円云々とかいう話が出て、それからあと一つは、この組合議会がこれもう前も言われとったけど、ぴんとこなかったんですけどね。

8月と2月しかあってない。だから、8月にしか、決算に基づく繰越金を計上出来ない。出来ないの、もう合わせて、これぐらいは合わせてよかろうもんじゃないこと、繰越金の、明確になる、この8月に合わせて、この準備基金を積み立てる分も、はっきりする。その時点ですよ。8月補正の時点ではっきりする額を上げるっていうふうには、されたのかなあというふうには私は理解します。

大変でしょうけれども、もうちょっとですね、私たちも、皆さんに説明。市民の方に説明していかないかんわけですよ。

それで、非常に分かりにくいので、難しいことを分かりやすくというのが非常に難しいんですけど、ぜひそういうことを希望して、この補正についての質問を終わります。

以上です。

松隈議長

他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

それでは、質疑を終わります。

本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第8号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号、令和4年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決しました。

松隈議長

日程第9、議案第9号、令和3年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計決算認定についてを、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

三橋事務局長

議長。

松隈議長

三橋事務局長。

三橋事務局長

ただいま議題となりました 議案第9号 令和3年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計決算についてご説明いたします。

お手元の資料、令和3年度鳥栖地区広域市町村圏組合歳入歳出決算書の1ページ、2ページをお願いいたします。

歳入歳出決算会計総括表でございます。

1ページの表の上段、一般会計の収入済額は、9,746万9,957円で、不能欠損額、収入未済額はございません。

2ページの表の上段、一般会計の支出済額は、9,704万8,601円で、支出比率は、99.6%、不用額 42万2,399円となっております。

次に、6ページをお願いします。

6ページから10ページにかけて款別の歳入・歳出額を記載しておりますが、6ページの表の下段にございますとおり、歳入歳出差引額は、42万1,356円で、全額令和4年度への繰越金といたしております。

続きまして、少し飛びます27ページ、28ページをお願いいたします。

一般会計の歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書でご説明させていただきます。

まず歳入、款1 分担金及び負担金につきましては、調定額、収入済額ともに同額の 2,607万5,000円となっております。

負担金の収入済額の内訳といたしまして、節1 運営費負担金 286万6,000円、節2 低所得者保険料軽減負担金 2,320万9,000円となっており、構成団体ごとの負担金につきましては、表の右側、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、款2 国庫支出金につきましては、調定額、収入済額ともに同額の 4,744万4,892円となっております。

款3 県支出金につきましては、調定額、収入済額ともに同額の 2,320万6,818円となっております。

款4 繰入金につきましては、令和2年度の低所得者保険料軽減構成団体負担金の精算分として、調定額、収入済額ともに同額の 5万3,683円となっております。

款5 繰越金につきましては、調定額、収入済額ともに同額の 68万9,564円となっております。

次のページ29ページ、30ページをお願いいたします。

款6 諸収入につきましては、調定額、収入済額ともに実績はございませんでした。

以上、歳入合計 9,746万9,957円となっております。

次のページ31ページ、32ページをお願いいたします。

歳出につきましては、一般会計は 款1 運営費のみで、組合の管理運営に関する経費、具体的には、議会運営、監査委員、情報公開審査会、出納事務、法令の整備等の経費でございます。

節1 報酬につきましては、組合議員13名、監査委員2名、情報公開審査会委員5名の報酬でございます。

節2 給料につきましては、管理者、副管理者の特別職給料でございます。

節3 職員手当等につきましては、事務局長の管理職手当及び総務課総務係1名分の時間外勤務手当でございます。

節4 共済費につきましては、派遣職員に対する地方公務員災害補償の負担金、会計年度任用職員に対する非常勤職員公務災害補償の負担金などでございます。

節8 旅費につきましては、組合議会における議員出席費用弁償、監査委員出席費用弁償、情報公開審査会委員出席費用弁償等でございます。

節10 需用費から節13 使用料及び賃借料につきましては、総務課における消耗品費、パソコンリース料、予算書や決算書などの印刷製本費などがございます。

節22 償還金利子および割引料につきましては、令和2年度の決算に伴います、負担金の精算による構成市町への返還金等でございます。

節27 繰出金につきましては、低所得者保険料軽減繰出金として、一般会計から介護保険特別会計へ繰出したものでございます。

以上、歳出合計 9,704万8,601円となっております。

ここで、決算書の終わりの方になりますが、79、80ページをお願いいたします。

公有財産に関する調書でございます。

令和3年度における鳥栖地区広域市彫塑圏組合の土地、建物の増減数はございませんでした。

以上で、令和3年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計決算の説明を終わります。

よろしく、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

松隈議長

それでは引き続き、決算審査についての報告を求めます。

中山議員（監査委員）

議長。

松隈議長

中山監査委員。

中山議員（監査委員）

監査報告。

去る7月11日に、令和3年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算審査を行いました。

審査に付された歳入歳出決算書の調書は地方自治法等関係法令に準拠して作成されており、決算の計数については、現金出納簿、銀行通帳及び残高証明書等と照合した結果、適正に処理されているものと認めます。

なお、決算書の末尾に決算審査意見書を添付いたしております。

以上、決算審査報告といたします。

松隈議長

ありがとうございました。

それでは質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

質疑を終わります。

本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第9号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号、令和3年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計決算認定については、原案のとおり決しました。

松隈議長

日程第10、議案第10号、令和3年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計決算認定についてを、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

久保介護保険課長

議長。

松隈議長

久保介護保険課長。

久保介護保険課長

ただいま、議題となりました議案第10号、令和3年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計決算について、ご説明いたします。

決算書の1、2ページをお願いいたします。

歳入につきましては、収入済額 103億2,917万7,756円、

不納欠損額 2,143万6,791円、収入未済額 2,998万5,644円となっており、予算に対する収入比率は101.0%となっております。

歳出につきましては、支出済額 99億5,107万3,920円、執行率97.3%、不用額 2億7,107万1,080円となっております。

14ページから18ページにかけて、款別の歳入歳出額並びに歳入歳出差引額を記載いたしております、歳入歳出差引額は、3億7,810万3,836円となっており、全額令和4年度への繰越金となっております。

続きまして37ページ、38ページをお願いいたします。

歳入歳出の主なものについて事項別明細書で説明させていただきます。

歳入の、款 1 保険料は、65歳以上の方の介護保険料で、令和2年度の滞納繰越分を含めた全体の収納率は、97.88%で、前年度より0.65ポイント高くなっております。

款 2 分担金及び負担金は、介護給付、地域支援事業などの各事業に要する諸経費に対し、均等割、人口割、保険給付割、高齢者人口割による負担割合で組合構成市町にご負担いただいている負担金でございます。市町ごとの負担額を備考欄に記載いたしております。

39ページ、40ページをお願いいたします。

款 4 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 介護給付費負担金につきましては、介護給付費のうちの施設介護給付費と居宅介護給付費で国が負担した金額でございます。

項 2 国庫補助金、目 1 調整交付金は、後期高齢者加入割合等に応じて国から交付を受けたものでございます。

目 2 と目 3 の地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業とそれ以外の地域支援事業に対して国から交付を受けたもので、目 4 保険者機能強化推進交付金は、国が保険者の高齢者自立支援や重度化防止等に関する取組を評価し、更に推進することを目的として交付したものでございます。

41ページ、42ページをお願いいたします。

目 5 介護保険事業費補助金は、介護報酬改定等に伴う介護保険システム改修事業の補助金でございます。

目 6 特別調整交付金は、新型コロナウイルス感染症の影響による令和2年度及び令和3年度上半期分の介護保険料の減免に対する財政措置でございます。

目 7 介護保険保険者努力支援交付金は、国が保険者の介護予防、健康づくりに関する取組を評価し、更に推進することを目的として交付したものでございます。

目 8 介護保険災害等臨時特例補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響による令和3年度の介護保険料の減免に対する財政措置でございます。

款 5 支払基金交付金、項 1 支払基金交付金は、各医療保険者から社会保険診療報酬支払基金に納付された40歳以上65歳未満の第2号被保険者の保険料について、各保険者に定率で交付されるもので、目 1 介護給付費交付金は、介護給付費に対するもの、目 2 地域支援事業支援交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業に対するものでございます。

款6 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費負担金は、介護給付費のうちの施設介護給付費と居宅介護給付費で県が負担したものでございます。

項3 県補助金は、介護予防・日常生活支援総合事業とそれ以外の地域支援事業に対して、県から交付を受けたものでございます。

43ページ、44ページをお願いいたします。

款8 繰入金、項1 基金繰入金、目1 介護給付費準備基金繰入金は、保険料の財源不足を補填するために、介護給付費準備基金を、第8期介護保険事業計画期間の令和3年度から令和5年度までの3年間で3億3,000万円を基金から繰入れる予定としておりましたが、令和3年度は、2月組合議会において保険給付費とその財源の基金繰入金を減額補正したため、繰入れ額はございませんでした。

項2 一般会計繰入金、目1 一般会計繰入金は、低所得者の保険料負担の軽減のため、一般会計より繰入れたものでございます。

款9 繰越金は、令和2年度の歳入歳出決算差引額でございます。

45ページ、46ページをお願いいたします。

款10 諸収入、項4 雑入、目2 第三者納付金は、交通事故などの第三者行為により、介護状態となり、介護サービスを利用した場合の費用にについて、損害賠償金として損害保険会社への国保連合会を通して求償したものでございます。

以上、介護保険特別会計収入済総額 103億2,917万7,756円となっております。

続きまして、歳出の主なものについて説明いたします。

47ページ、48ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、の節1 報酬から節4 共済費までの主なものは、介護保険運営協議会などの委員報酬、職員の管理職手当及び時間外勤務手当並びに会計年度任用職員の人件費などでございます。

節12 委託料は、主なものは、介護保険システム維持管理業務委託料や、システムの保守、改修業務委託料などでございます。

49ページ、50ページをお願いいたします。

節13 使用料及び賃借料の主なものは、介護保険システム、財務システム、その他機器の賃借料や使用料などでございます。

目2 賦課徴収費は、保険料の賦課徴収のための経費で、会計年度任用職員2名の人件費、需用費、役務費などの事務的経費でございます。

5 1 ページ、5 2 ページをお願いいたします。

目 3 保険給付費事業支給費は、国保連合会との介護保険サービス給付事務に係る事務的経費でございます。

目 4 地域密着型サービス事業費は、地域密着型サービスの運営に係る事務的経費でございます。

項 2 介護認定審査会費、目 1 介護認定審査会費は、介護認定審査会の委員の報酬及び旅費、また認定審査システムの保守委託料及び賃借料などの事務的諸経費でございます。

5 3 ページ、5 4 ページをお願いいたします。

目 2 認定調査等費は、介護認定に要する認定調査員などの会計年度任用職員 9 名の人件費、主治医意見書手数料、外部委託の訪問調査委託料などの介護認定調査に係る諸経費でございます。

次に、款 2 保険給付費は、介護保険サービス利用に伴う保険給付に要する経費で、令和 2 年度と比べ 1. 4 % 増の 8 5 億 3, 9 4 8 万 1, 7 4 3 円となっております。

項 1 介護サービス等諸費は、要介護者の介護保険サービス利用に伴う保険給付費で、令和 2 年度と比べ 1. 8 % 増の 7 8 億 6, 9 3 3 万 7, 8 6 7 円となっております。

給付費増加の主な理由といたしましては、要介護度 1 から 5 の認定者が令和 2 年度と比べ、3. 0 % 増加したことによるものです。

給付費の主なものとして、目 1 居宅介護サービス給付費は、新型コロナウイルス感染症の影響により、人との接触が多い通所介護、通所リハビリ等の通所系サービスは、見込みを下回りましたが、訪問介護、訪問看護といった訪問系サービスが増加しております。

5 5 ページ、5 6 ページをお願いいたします。

目 3 地域密着型介護サービス給付費は、住み慣れた地域で生活を続けられるように、地域の方を対象とした通所、訪問、ショートステイ、認知症グループホーム等のサービスでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、通所介護のサービスの利用が減少した一方、介護と医療のケアを提供する看護小規模多機能型居宅介護サービス利用が増加しております。

目 5 施設介護サービス給付費については、介護療養型医療施設は令和 5 年度で制度が廃止されることから、病床の削減が進んでいるため減少しております。

介護老人福祉施設と介護老人保健施設は、コロナの影響により、見込みを下回りましたが、利用は前年比で増加しております。

次に、項2 介護予防サービス等諸費は、要支援者の介護保険サービス利用に伴う保険給付費で、令和2年度と比べ、5.7%増の3億1,441万9,547円となっております。

給付費の増加の主な理由といたしましては、要支援1・2認定者が令和2年度と比べ、7.7%増加したことによるものです。

57ページ、58ページをお願いいたします。

給付費の主なものとして、目1 介護予防サービス給付費は、通所リハビリ、訪問看護、ショートステイ、福祉用具貸与、特定施設入所者生活介護の給付費でございます。

次に、項3 高額介護サービス等費は、一月当たりの利用者負担が負担限度額を超えた部分をサービス費として支給したものでございます。

59ページ、60ページをお願いいたします。

項4 高額医療合算介護サービス等費は、年間の医療費と介護費の利用者負担が負担限度額を超えた部分をサービス費として支給したものでございます。

項5 特定入所者介護サービス等費は、低所得の入所者に対し、施設入所の居住費や食費等の負担軽減分を給付するものでございます。

次に、款3 地域支援事業費は、高齢者の介護予防や地域での生活自立支援を目的とした事業で、令和2年度と比べ、0.7%増の6億1,885万9,650円となっております。

61ページ、62ページをお願いいたします。

項1 介護予防・生活支援サービス事業費、目1 介護予防・生活支援サービス事業費（第1号訪問事業、通所事業、生活支援事業）につきましては、要支援者、または介護認定は受けていないが、チェックリストにより介護予防・生活支援が必要とされた高齢者への事業費でございます。

節12 委託料の、通所型サービスC事業所委託料につきましては、要支援者の機能回復を目的とした、短期集中リハビリでございます。

また、構成市町委託料につきましては、鳥栖市では、配食サービス、基山町では、住民主体による通所サービスや通いの場支援などを実施しております。

なお、みやき町と上峰町につきましては、一般介護予防事業の委託料の構成市町委託料に、その分の予算を配分して実施されております。

節 1 8 負担金補助及び交付金は、介護予防・生活支援サービス事業費負担金で
ございます。

訪問型サービス及び通所型サービスの保険給付に相当する分を負担するもので
ございます。

目 2 介護予防・生活支援サービス事業費（第 1 号介護予防支援事業）の主なもの
は、介護予防に向けたケアプラン作成に係る給付費でございます。

項 2 一般介護予防事業費、目 1 一般介護予防事業費につきましては、65 歳以上
の高齢者を対象に、介護予防事業を実施するための経費で、専門職の会計年度
任用職員 2 名の人件費、認知症予防専門員謝金などの事務的経費および 64 ペー
ジの上の備考欄に記載の構成市町委託料でございます。

構成市町では「介護予防教室」、「運動教室」、「認知症予防教室」などを委託料
で実施しております。

項 3 包括的支援事業・任意事業費、目 1 包括的支援事業費は、7 か所の地域
包括支援センターに要する経費で、会計年度任用職員 1 名の人件費や需用費・役
務費などの事務費および地域包括支援センターへの業務委託料などでございます。

65 ページ、66 ページをお願いいたします。

目 2 任意事業費は、介護事業所の給付適正化、家族介護者支援、高齢者の地域
における生活支援などに要する経費で、会計年度任用職員 4 名の人件費や需用費、
役務費などの事務費、構成市町への任意事業委託料などでございます。

構成市町任意事業委託料は、「介護用品支給」、「認知症サポーター養成」、「高齢
者の見守り」、「配食サービス事業」などを市町が、それぞれの実状に応じて事業
を実施しております。

目 3 地域ケア会議推進事業費は、高齢者の自立支援のため個別ケースの課題解
決を検討する地域ケア会議の事務費で、医療・介護専門職の講師謝金や需用費で
ございます。

67 ページ、68 ページをお願いいたします。

目 4 在宅医療・介護連携推進事業費は、医療と介護の関係機関の相談窓口の設
置と連携強化の体制整備を推進するための事務費や委託料で、主なものは、鳥栖・
三養基医師会に委託している医療・介護連携推進業務委託料などでございます。

目 5 生活支援体制整備事業費は、主なものは、生活支援コーディネーターを
構成市町や地域包括支援センターに配置する委託料でございます。

目 6 認知症総合支援事業は主なものは、相談支援を担う認知症地域支援推進員

を構成市町や地域包括支援センターに配置する委託料でございます。

69ページ、70ページをお願いいたします。

款4 基金積立金、項1 基金積立金、目1 介護給付費準備基金積立金は、介護保険事業特別会計において発生した保険料の余剰金や利息などを積み立て、介護給付費の財源不足に対して取り崩して充当するために設置した基金への積立金でございます。

積立金の内訳は、令和2年度決算に伴う保険料の余剰金、また、2月定例会での保険給付費の減額に伴う保険料余剰金を積み立てたものでございます。

令和2年度及び令和3年度は、コロナ感染症による影響で、保険給付費が想定を大きく下回ったため、財源となる保険料に余剰が発生し、基金積立金が増額となっております。

目2 介護保険円滑運営基金積立金は、介護保険事業の円滑な運営のために事務的経費に充てるもので、利息分のみ積み立てております。

款6 諸支出金、項1 償還金利子及び還付加算金、目1 第1号被保険者保険料還付金は、過年度の介護保険料還付金でございます。

目2 償還金は、令和2年度分の構成団体負担金及び国庫補助金等の返還金でございます。

項2 繰出金は、令和2年度の低所得者保険料軽減負担金の構成団体負担金及び県費負担金の精算金でございます。

71ページ、72ページをお願いいたします。

以上、介護保険特別会計支出済総額 99億5,107万3,920円となっております。

続きまして、基金についてご説明いたします。

81ページをお願いいたします。

高額介護サービス費等支払貸付基金につきましては、高額介護サービス費の支給が見込まれる被保険者に対し、費用を支払うための資金を無利子で貸付ける制度でございますが、令和3年度中の増減はございませんでした。

次に、介護給付費準備基金は、保険給付費の財源に不足が生じた際、取り崩して充当するための基金でございます。

前年度末残高 4億6,289万1,089円、本年度 2億9,376万8,000円を積み立て、取崩し額は0円となりました。

結果、令和3年度中増減高 2億9,376万8,000円、年度末現在高

7億5,665万9,089円となっております。

介護保険円滑運営基金は、介護保険事業の円滑な運営のための事務的経費に充てるもので、令和3年度は、利息分408円を積立て、年度末現在高423万1,753円となっております。

以上で、議案第10号、令和3年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計決算についての説明を終わります。

よろしく、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

松隈議長

それでは引き続き、決算審査についての監査報告を求めます。

中山議員（監査委員）

議長。

松隈議長

中山監査委員。

中山議員（監査委員）

監査報告。

去る7月11日に、令和3年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算審査を行いました。

審査に付された歳入歳出決算書の調書は地方自治法等関係法令に準拠して作成されており、決算の計数については、現金出納簿、銀行通帳及び残高証明書等と照合した結果、適正に処理されているものと認めます。

なお、決算書の末尾に決算審査意見書を添付いたしております。

以上、決算審査報告といたします。

よろしくお願いいたします。

松隈議長

ありがとうございました。

それでは、質疑を行います。

松石議員

はい。

松隈議長

松石議員。

松石議員

事項別明細書の37、38ですね、歳入の決算。

保険料ですが、質問通告しとりませんけれどもですね、これはもう当然わかるものと、言うことで、それともう一つの資料、これは勉強会の資料ですが、19ページ。

いわゆる、保険料不能欠損理由ですね。いいですか。わかりますか。

松隈議長

暫時休憩します。

(14:26 休憩)

(14:28 開議)

松隈議長

再開します。

松石議員

はい。

松隈議長

松石議員。

松石議員

先ほどの不能欠損の質問については、取り下げたいと思います。

それで、歳出でいいですかね。

歳出、保険給付費、事項別明細書 53 ページですね。

ちょっと、この歳出、保険給付費に関連してですね。

介護サービス提供ですね。を確保するという、観点からですね、介護職の人材確保や処遇改善、介護施設でのですね、コロナによる感染対策、についてですね、6 点ほどお伺いします。

まず、一つ目ですね。

介護のケアプランをつくっておられますケアマネジャーの、受験者と合格者が全国平均以下で、県内の介護事業所は慢性的な人手不足と報道されております。

現状と確保のためにどうしてるのかですね。

それから二つ目です。

コロナによる、高齢者施設のクラスター、5 人以上集団感染、増加しています。発生件数は何件なのかですね。

また、陽性者は全員入院出来てるのか。

三つ目です。

入居者の感染対策と、職員への PCR 検査、抗原キットも含みますけれども、どのようにされているのかですね。

四つ目、介護職員のワクチン接種状況、についてはどうなのかですね。

五つ目、皆さん御存じのように、今年 2 月から、介護職員の賃金が平均 9,000 円ほど引上げられました。

各事業のですね、現状はどうなのか。

非常にあの、ちょっと、事業所の職員の方に聞いてみますと、上がってないとかね。思ったとおり上がってないとか、非常に低いと。

これは 9,000 円というのは 30 万円の給与に対して、3%と、いうことで 9,000 という計算方法になっているようですけど、これについてお伺いいたします。

それから最後ですが、介護施設の方が、今非常に大変な状況に対して、大変な状況だから質問をします。

そこでですね、介護施設への補助金、それとか減収に対する補償金ですね。

これについてはどうなっているのかですね。

御答弁をお願いしたい。

久保介護保険課長

議長。

松隈議長

久保介護保険課長。

久保介護保険課長

松石議員のご質問にお答えします。

まず、介護支援専門員、通称ケアマネジャーの不足に対する取組みにつきましては、県長寿社会課と情報を共有して進めておりますが、県内の資格試験の合格率は、2012年以降で10%～16%台と全国平均の13%～23%台と比べて低い状況でございます。このため、本組合圏域内の事業所においても、ケアマネジャーの確保に苦慮しているところでございます。

このような状況を改善するため、県では県社会福祉協議会に委託し、受験対策の講座を開催しておりますが、介護職の多忙な現場の中で、資格取得を目指す参加者も多くない状況から、講習動画を作成し、いつでも受講できる環境を整えるなど、支援策の充実に向け、取り組んでいるところでございます。

また、本組合では、県の受験対策受講の案内を事業所に周知するとともに、鳥栖地区介護支援専門員協議会と協力し、ケアマネジャーの資格更新のために必要となる研修を介護職員等基礎研修会において、オンラインも活用しながら実施するなど、資格の取得や継続に向け、取り組んでいるところでございます。

今後も県や鳥栖地区介護支援専門員協議会と協力して、人材確保の取組を進めていきたいと考えております。

次に、コロナによる高齢者施設のクラスターの発生件数及び入院を要する場合の状況についてお答えいたします。

本組合では、コロナ、インフルエンザなどの感染症については、報告書として、感染終息後に提出をお願いしております。

令和3年度については、入所者にコロナ感染があった施設は、14施設、入所者59人で、その内、クラスターの発生は、5施設、入所者49人となっております。

令和4年度においては、現時点で報告書の提出があった分で、6施設、入所者41人で、その内、クラスターの発生は、5施設、入所者40人となっております。

す。

なお、感染発生後の対応につきましては、保健所の指導により入院または自室隔離等となっておりますが、入院が必要な状況で入院できなかった事例の報告は、現時点まではあっておりません。

次に、入居者の感染対策と職員へのコロナの検査について、お答えいたします。

入居者の感染対策については、国や県感染防止対策地域連絡協議会において、検討された感染症対策情報を各事業所へ情報発信しております。

感染対策情報は、事例を含め、即対応ができるよう写真や動画などで、具体的に対応策がわかりやすいものとなっております。

また、介護職員等基礎研修会において、東佐賀病院から講師を迎え、感染症対策について研修を開催するとともに、事業所への運営指導の際にも、改めて感染対策について確認しているところでございます。

また、検査キットについては、県予算において、令和3年3月に県内事業所すべてに配布されており、以後、感染拡大の時期に合わせ随時、希望調査と検査キットの配布を行っております。

次に、介護職員のワクチン接種状況について、お答えいたします。

介護職員のワクチンの接種状況につきましては、公表されておられませんので、把握することができませんが、厚生労働省は7月に医療従事者や高齢者施設の従事者の4回目接種について発表しております。

すでに市町の担当部署では、介護施設への4回目の接種案内を実施しており、職員の皆さんは、順次接種を行っていると同っております。

次に介護職員の賃金3%引上げ分の支払い状況の確認についてでございます。

介護職員の賃金アップについては、3%、平均9,000円相当の引き上げを、令和4年2月から9月までは、県の介護職員処遇改善支援補助金制度により処遇改善を行う事業所へ交付しているところで、賃金の改善が図られております。

また、この補助金は、事業所の判断で介護職員以外のその他の職員の処遇改善にも充てることができ、その範囲は事業所の判断で柔軟に設定できるようにもなっております。

手続きとしては、事業所は、県に計画書を提出し、認可を受け、補助期間終了後に実績報告書により受給要件の審査を受けることとなります。

令和4年10月からは、3%引上げ分を臨時の介護報酬改定で実施するため、新たに「ベースアップ等支援加算」が創設されることとなりました。

事業所は、この「ベースアップ等支援加算」で得た介護報酬の全額を職員の賃金として支払うこととなっており、各事業所を指定した指定権者へ計画書と実績報告書を提出し、審査を受けることとなります。

本圏域においては、本組合が指定する地域密着型サービス事業所とそれ以外の県指定の事業所がございますので、県と連携して、介護職賃金の引上げが適正に実施されるよう審査し、運営指導の際に確認をしまいたいと考えております。

最後に、介護施設への補助金や減収に対する補償金について、お答えします。

事業者への補助金につきましては、新型コロナウイルスへの対応のための掛かり増し費用を助成する制度が、県により実施されております。

具体的には、緊急時の人材確保にかかった費用、消毒清掃等の費用、自費検査費用などの補助が行われております。

また、減収・事業停止等の影響を受けた介護施設には、独立行政法人福祉医療機構による、無担保、無利子の新型コロナ対応支援資金の融資が行なわれております。

また、減収に対する補償金につきましては、令和3年度の介護報酬改定で、通所介護等を対象として、「感染症や災害などで利用者数が急減した場合」について、制度が見直されております。

これは、介護報酬が前年度から5%以上減少している場合、6か月を上限に基本報酬の3%を加算するもので、通所介護等の事業所に対して、制度の周知を図っているところでございます。

この制度の申請状況でございますが、本組合圏域内においては、これまで延9事業所が申請し報酬加算を受けております。

以上、ご質問に対するお答えとさせていただきます。

松石議員

はい。

松隈議長

松石議員。

松石議員

ケアマネジャーの件ですけどね。

1人で対応できるのは35人と聞いております。

間違いないですね。

久保介護保険課長

はい。

松石議員

だから35人以上だと対応出来ないと。

マネージャーが少ない。

そういう新規の申込みがですよ、滞ると。

そういう問題もあるというふうに聞いておりますのでね。

やはり、このケアマネジャーの確保でも全力をですね、これ上げていただきたいと、そうせんと、介護サービスの低下にもつながっていきますしね。

そこはぜひともよろしく願いしたい。

もう1つですが、事業者へのコロナによる、この補助金、補償金関係ですね。

一定されているようではすけれどもですね、やはりあの事業所がですね、なかなか、この今おくられている政府の補助金ではですね、減収に対する、補填を行うことが非常に不十分と、いうことも聞いております。

そういう意味でですね、やはり介護基盤をやはりきちっと、守ると、介護事業所を守るという上でもですね、政府に対してですね、財政支援をですね、もっと必要じゃないかと。

こういうことをぜひ申し上げていただきたいと。

この2点をですね、要望して、終わりたいと思います。

松隈議長

他にございますか。

成富議員

はい。

松隈議長

成富議員。

成富議員

はい。

それでは、ページ数で、歳入歳出決算書の総括表、ページ35と36でお尋ねをします。

内容は補正でもちょっと話しましたが、介護保険給付準備基金についてです。

簡単に言うと、この間ずうっと、積立金、と言うよりも積立てたお金が、つまり基金がずっと増えてるんですね、今ご説明があったように、8月補正の、1億4,926万円を加えると、9億591万9,000円にもなるわけですね。

だから、今、介護保険を納めてある方、保険料を納めてある方の中にはですね、もうやっぱ一生懸命頑張って、大変な中で納めておられる方もあります。

そういう方々が、どんどん積みよんしゃるげなて、9もう10億近くなりよるげなっていう話を聞くとですね、何かどげんか保険料ならんとやろかっていうふうな話も、下がらんとやろかっていう話もあるわけですね、これは前回、松石議員も聞かれたんですけど、残念ながら基本的にはもう3年間はおなじ保険料でいってしまうわけですから、それで、これはもう、仮にの話を聞きます。

今から質問ですけど、仮に、この9億500万、この金額をそっくりですよ、保険料抑制のために充てたとすれば、基準額で、どれぐらい保険料が下がる計算なのか。

お答えをお願いします。

久保介護保険課長

議長。

松隈議長

久保介護保険課長。

久保介護保険課長

成富議員のご質問について、お答えいたします。

議員お尋ねの、もしこの基金の総額を保険料抑制に充てるとすると、基準額でどのぐらい保険料が下がる計算になるのか、というご質問につきましては、具体的な数値については、お示しすることが困難でございますが、第8期介護保険事業計画期間においては、基準額を4.52%引き上げるところを、基金から3か

年で3億3,000万を繰り入れることで、前期の計画の基準額に据え置いてお
ります。

月額5,691円の基準額としております。

以上お答えとさせていただきます。

成富議員

はい。

松隈議長

成富議員。

成富議員

今非常に、今の答えは不満です。

何でかというとな私が聞いたのはどれぐらい、金額で、下がるのかっていうと聞
いたんですけど。

何%、4.52%、しかもそれがですね、7期から8期に移るときの話ですよ
ね。

3億3,000万円繰入れたら、4.52%引き上げるところを、抑制するこ
とが出来ますと。

つまり今の月額基準額の月額。第5段階ですね。月額の5,691円になりま
したってということですけど、これ、概算でいいわけですから、例えばですよ、今
のお話で、年間で言うと、いろいろ、パーセンテージも、それなりに計算すると、
ざっとですよ、ざっと、3,120円になりますよね。

で、これを、3億3,000万入れて、3,120円ですよ、年間。

これ、この金額の約10億、9億、9億500万、600万。

これを入れればですよ。

ざっとその3倍で1万弱、9,360円になるじゃないですか。

やっぱそこまで、第7期から第8期のときにですね、そういう計算をしてやる
のであればですよ、私は、言えると思うんですよ。

むしろ、答え。お答えしにくいということであれば、そういった全額とかいう
のは、仮にと言われても全額、入れるっちゅうのはちょっとあまりにもな、あま
りにもですのどか言われるならまだいいけど、さっきの、答えでは、ちょっと

なかなか納得。答えが出てくるので、いいですけど、要は最初に言ったようにですね、今のような厳しい中で、甘くなかったかっちゅうのは非常に酷だとは思っております。

だけど、保険料を払う立場からいうと、10億近く今残っとるげな。

さらにあと1年あるわけですからね。

そうすると、これ10億超える可能性もあるわけじゃないですか、この基金が。

そうするとますますやっぱそういう気持ち募るわけですね、私自身もそうですけど、そういうのを知ったら、だから申し上げました。

以上で、この質問はおわります。

もう1点いいですか。

はい、じゃあ、もう最後1点ですけど。

これページ数でいうと、決算書の、次のページですね、37、38ページ。

これの、歳入、款項目で言うと、款1、項1、目1、第1号被保険者保険料。

このところで出てくる、不納欠損機能が出来ますね一番上の欄。右から2番目。

このことについてお尋ねをします。

不能欠損が、前年度に比べて増えておりますが、生活困窮を事由とする件数も増えているのか。いろいろ区分がありますよね、亡くなったときとか、分からんようにどっかに行かれてしまったとかいろいろありますけど、その中に生活困窮を事由とするっていうのがあると思いますけど、その件数も増えているのか。

ちょっとこうまとめて、2番目と聞きます。

もし増えているなら、その理由は、どういった理由が考えられるのか。

まず、お尋ねをします。

久保介護保険課長

議長。

松隈議長

久保介護保険課長。

久保介護保険課長

生活困窮を事由とする、不納欠損の方につきましては、92人で、前年度と比較して、83人増加しております。

続いて、不納欠損が増えた理由ということですが、介護保険料は、所得に応じて段階ごとに定めており、2万496円、月額1,708円から、12万9,756円、月額1万813円の10段階の保険料としており、年金額が年18万円以上の方は、公的年金から天引きされる特別徴収、年金額が年18万円未満の方などは、納付書または口座振替で納める普通徴収となります。

特別徴収保険料は年金天引きであることから、収納率が100%となっておりますが、普通徴収保険料は90%前後の収納率となっております。未収入額は、翌年度の滞納繰越金となり、介護保険料の滞納が1年以上になると、被保険者が利用した介護保険サービス費用の、償還払い化等の給付制限がかかるため、要支援、要介護認定者の方々が、そのような状況にならないよう、納付相談分納相談、臨戸徴収など、これまで以上に、滞納保険料の徴収に努めてまいりました。

結果、滞納繰越分の収納率は、昨年度より14.84ポイント増の32.56%、収納率は向上しましたが、一方で、第1号被保険者で、普通徴収の方は、年金額が年18万円未満ということで、収入が少ない高齢者が多いため、本人、場合によっては家族との給付制限のペナルティーについても協議しながら、どうしても納付出来ない方々に対し、今回の不納欠損処理を講ずることといたしました。

その中で、不納欠損事由の生活困窮の区分に該当する方が、令和2年度と比べ、結果として増加したということでございます。

しかしながら、一方では、普通徴収の被保険者の方々の、10人のうち、9人の方は、納期まで、納期内に納付いただいていることも事実であり、公平性、公正性の観点から、今後も、被保険者の方々に理解を求め、納期内納付、滞納保険料の徴収強化に努めてまいりたいと考えております。

以上お答えとさせていただきます。

成富議員

はい。

松隈議長

成富議員。

成富議員

はい、ありがとうございます。

いろいろ述べていただきましたけれども、私がここで一番、今のお答えの中で、いいねと思ったのは、臨戸徴収をちゃんとしてあるということですね。

臨戸徴収、つまり、個別訪問されてるっちゅうことでしょ、個別ってのは、言わんけど、そういう対処必要な方のところには、訪問してあるっていうことですね。

訪問して、納付相談にあたるようなことも、実際行って、相談をされるという。

あんまり出したくないですけど、税、役所のほうの税の問題で言うんですけど、なかなか今臨戸徴収っていうのが、やられて、やられていないというか、やってない。

これは非常に、人間が限られてるっていう、いろんな条件もあるようですけど、それに比べて、この組合のほうで、臨戸徴収をやられてるっていうのは、さらに聞きますと、これ、それぞれの市町の福祉やらにもつないであるということですよ。

ぜひこれは人間が限られている職員が限られている中でですね、大変でしょうけど、引き続きやってほしいなっています。

それで、私、増えたっていうのは、今まで、ちょっと言い方が難しいですけど、今までどうしようかな、どうしようかなって、ずーっときとった分を、この際、一人一人、きっちり確認した、その結果だと思ってますので、良い方に解釈も、そのまま受け止めて、今、お話しに、答弁にあったことを受け止めておきたいと思っています。

で、最後にですね、お尋ねしたいのは、いわゆる、生活困窮って言っても、いろいろあると思うんですけど、具体的に、もしこういうのは多いですよとかいうのがあれば、ちょっとそこら辺を、お示し、お答えいただきたいと思っています。

以上です。

久保介護保険課長

議長。

松隈議長

久保介護保険課長。

久保介護保険課長

生活困窮を事由とする方につきましては、主に低所得者とされる保険料の所得段階の、第1段階から第3段階までの方で、本人及び世帯全員が住民税非課税の方になります。

第1段階から第3段階までの方は、低所得者の保険料軽減措置が、令和元年10月より完全実施されており、国、県、構成市町の構成団体からの負担金の歳入決算額は、令和元年度が約4,700万円に対し、令和3年度は9,300万円を超えており、これら負担金のうち構成市町の負担金につきましても、令和元年度が、約1,200万円に対し、令和3年度は2,300万円となっております。

また、生活困窮を事由とする方のうち、低所得者だけでなく、保険料の納付が困難な方もおられ、その事例としては、それぞれの個人の事情、家庭の事情があり、一概に申し述べることは出来ませんが、本人を含め、複数人の世帯構成となっていることで、得られる収入だけでは、生活することが厳しいものがあるものと推察しておりますので、市町の福祉の支援窓口へつなぐようにしております。

以上、お答えとさせていただきます。

成富議員

はい。

松隈議長

成富議員。

成富議員

とにかくですね、御本人はなかなか分からないので、先ほどと繰り返しになりますけど、臨戸徴収も含めた、相談ですね。

引き続きやっていただきたいと、いうことを申し上げて、質問を終わります。

松隈議長

他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

質疑を終わります。

本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第10号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

ご異議なしと認めます。

よって議案第10号、令和3年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計決算認定については、原案のとおり決しました。

松隈議長

それではここで資料配布のため一旦休憩いたします。

(14:57 休憩)

[議案第11号 鳥栖地区広域市町村圏組合会議規則の一部を改正する規則を議長に提出]

(14:58 開議)

松隈議長

それでは再開いたします。

休憩前に引き続き会議を続行いたします。

只今、お手元に配布のとおり、議案第11号 鳥栖地区広域市町村圏組合会議規則の一部を改正する規則を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号、鳥栖地区広域市町村圏組合会議規則の一部を改正する規則を日程に追加し、議題とすることに決しました。

松隈議長

議案第11号、鳥栖地区広域市町村圏組合会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡副議長

議長

松隈議長

岡副議長

岡副議長

議案第11号、その提案理由の説明をさせていただきます。

会議の運営について定めております、鳥栖地区広域市町村圏組合会議規則を整理するとともに、標準市議会会議規則の改正に対応するため、その一部を改正するものでございます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

松隈議長

ありがとうございました。

本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第11号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号、鳥栖地区広域市町村圏組合会議規則の一部を改正する規則は、原案のとおり決しました。

松隈議長

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて、令和4年8月鳥栖地区広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。

おつかれさまでございました。

(15:00閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 松隈清之

議員 中山五雄

議員 樋口伸一郎